

桃山台サッカースポーツ少年団規約

第1章 総則

第1条（名称）

本団は、桃山台サッカースポーツ少年団（以下 団という）と称する。

第2条（事務所）

本団の所在地は会計宅におく。

第3条（目的及び指導方針）

1. 本団は、日本スポーツ少年団の目的に従い、スポーツを通じて青少年の健全な育成に資することを目的とする。

2. 団員が、自主的に楽しくサッカーの試合・練習に参加するようにさせ、厳しい練習を乗り越える忍耐力と体力の向上をはかり、チームプレーを通じて団員同士の思いやりの心を育てる。

第4条（活動）

本団は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. サッカー活動
2. レクリエーション活動
3. 他団体との交流交歓活動
4. その他本団の目的達成に必要な活動

第2章 団員

第5条（構成）

本団の団員は、次の者をもって構成する。

1. 小学校1～6年生の健康な児童及びその保護者
2. 管理指導員と指導員若干名
3. その他、役員会で認めた者

第6条（入団及びその手続き）

1) 新規入団受付は、本人の強い入団意志及び保護者の理解・承認がある場合、本人の申し出に応じて随時行う。

2) 新たに入団を希望する者は、所定の申込用紙に団費納入の銀行振込領収書を添付し事務所に提出すること。

3) 入団の承認は、受付後スポーツ保険加入手続きを取った後、団から本人に通知する。

第6条の2（継続団員の手続き）

1) 翌年度も引き続き団員として活動する者は、毎年4月1日から4月末日に団指定の銀行口座に会費1期分（4・5・6月分）を入金すること。4月18日現在で入金を代表者が確認して引き続き団員として承認する。

2) また、退団する者は必ず代表者にその旨を連絡すること。

第7条 (団の登録)

本団は、入団手続きを行ったもので、堺市スポーツ少年団に所定の登録料を添えて団の登録と選手登録を行うものとする。この手続きは、毎年ごとに更新する。

第8条 (スポーツ安全協会)

1) 団員全員と指導者は、(財)スポーツ安全協会の保険に加入すること。この更新手続きは毎年ごとに行う。

2) 活動中(練習中・試合中・観戦中・その他対外試合のための活動中等)において、万一の不慮の事故などにより団員あるいはその他の関係者が、負傷・死亡した時は、保険で容認される範囲で補償する。それ以上の責任を本団は負わない。

第9条 (退団)

次の場合に本団より退団する。

1. 団員本人とその保護者から退団の申し入れがあったとき
2. 小学校を卒業したとき
3. 他のサッカー組織に入会したとき
4. 役員会において退団処置決議がなされたとき
5. 第6条の2の継続団員の手続きをとらなかったとき

第3章 役員

第10条 (構成)

本団に次の役員を置く。

代表者	1名
副代表者	1名
会計	1名
監査	1名
書記	1名
事務局	2名

第10条の2 (役員を選任)

代表者・副代表者及び役員は、総会において選任する。

第10条の3 (役員を選出方法)

- 1) 代表者・副代表者及び役員は総会において、立候補又は推薦により選出する。
- 2) 候補者が定数を超えるときは出席者の投票により選出する。
- 3) 監査は団の外部から招聘する。
- 4) 監査は代表者・副代表者及び役員と、兼任はできない。

第10条の4 (役員役務)

役員は次の役務を行う。

1. 代表者は本団を代表し、団務を統括する
2. 副代表者は代表者を補佐して団務を執行し、代表者に事故あるときは、その団務を代行する
3. 会計は出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する
4. 監査は本団の会計帳簿及び領収書などの証拠書類を監査する
5. 書記は総会、諸行事等、事務全般を掌握管理する
6. 事務局は団の連絡調整に関する役務を行う

第10条の5（任期）

- 1) 代表者及び副代表者の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2) 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3) 役員に欠員が生じたときは、それを補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4) 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。

第10条の6（解任）

代表者・副代表者及び役員が、規約に違反したとき又は本団の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

第11条（役員会の構成）

役員会は、監査を除く役員をもって構成する。

第11条の2（役員会の権能）

役員会は、次の事項を議決する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会で議決した議事の執行に関する事項
3. 指導者の選任
4. その他総会の議決を要しない団務の執行に関する事項

第11条の3（役員会の招集等）

役員会は、代表者が必要と認めるとき招集する。

第4章 総会

第12条（総会の招集）

総会は年2回の通常総会と、臨時総会とし、代表者が保護者を招集する。

第12条の2（総会の議長）

総会の議長は出席した保護者の中から選出する。

第12条の3（総会の議決）

- 1) 総会の議事は、保護者の過半数が出席し、議決は、その過半数で決する。

- 2) 委任状を提出した保護者は出席とみなす。
- 3) 可否同数のときは議長が決する。

第12条の4 (総会の審議)

総会は、次の事項を審議し、議決する。

1. 活動計画及び活動報告に関する事項
2. 予算及び決算に関する事項
3. 役員を選任及び解任に関する事項
4. 規約の変更に関する事項
5. その他の重要事項

第5章 資産及び会計

第13条 (資産の構成)

本団の資産は、財産・団費・寄付金及び、その他の収入をもって構成する。

第13条の2 (資産の管理)

本団の資産は、代表者が管理する。

第14条 (支出項目)

本団の経費は資産をもって支弁する。

1. スポーツ安全協会の損害保険料
2. スポーツ少年団登録料
3. 大阪サッカー協会への登録料
4. 指導者の保険料及び登録料
5. 各種大会の参加費
6. 団員の卒業記念品・親睦会費
7. その他団運営費 (練習消耗品・石灰・救急用品・対外会議の出張交通費・打ち合わせ会議費・事務費・謝礼等)

第15条 (手続き)

- 1) 代表者の承認を得て会計が支払う。
- 2) 団の印章 (銀行届出印) は会計が保管する。

第16条 (団費)

団費は次の通りとし、毎年4月末日までに1期分 (4・5・6月分) を納入すること。尚、2期分 (7・8・9月分) は6月末日までに、3期分 (10・11・12月分) は9月30日までに、4期分 (1・2・3月分) は12月末日までに納入すること

1. 団員一人あたり1期分につき6,000円で、1年間4期分で24,000円。
2. 特別会費 (合宿参加費用等) を徴収することもある

第17条 (年度途中入団の会費)

年度途中の新規入団団員は、年度経過月数に相当する会費は納入しなくてもよい。

第18条 (予算及び決算)

1. 本団の収支予算は総会の議決を経て定める。
2. 収支決算は、総会の承認を得なければならない。

第19条（会計年度）

本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 雑則

第20条（雑則）

この規約に定めのない事項で、本団の運営に必要な事項は、代表者が団員の保護者に諮り定める。

附則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。